

## Ⅱ 大型加工施設整備

### 第1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の要件を満たすものとする。

- 1 以下に掲げる団体であって、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
  - (1) 都道府県
  - (2) 市町村
  - (3) 公社
  - (4) 農業協同組合連合会
  - (5) 農業協同組合
  - (6) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
  - (7) 民間事業者
  - (8) 特認団体
  - (9) コンソーシアム
- 2 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。）が 5 名以上であること。

### 第2 対象品目

本事業の対象品目は、野菜に限る。

### 第3 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第4 事業の内容等

#### 1 補助対象とする取組の内容

成果目標の達成に必要となる農産物処理加工施設の整備。ただし、国産原材料を取扱い、冷凍加工及び冷凍貯蔵を行う取組に限る。

#### 2 対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農用地区域及び生産緑地とする。
- (2) 市街化区域（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通 2 の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が 10 年以内のものに限ることとする。

#### 3 補助率

補助率は、1 / 2 以内とする。

#### 4 面積要件

共通 3 のとおりとする。

#### 5 成果目標

成果目標は、別紙に定める基準により設定するものとする。ただし、ア又はイのうちから一つ、ウからカのうちから一つ設定するものとする。

## 6 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

## 7 採択基準

地方農政局長等は、事業実施計画について本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されているかについて審査を行い、別紙に定める基準により事業実施主体ごとにポイントを付与し、16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

## 8 施設の補助対象基準

(1) 整備事業で整備する施設については、共通2に定める農産物処理加工施設の補助対象基準を満たすものとする。

(2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

(3) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(4) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(5) 地方農政局長等は、第6による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第6号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(6) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものと

する。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(7) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(8) 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とするものとする。

(9) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

(10) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(11) 農産物処理加工施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(12) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、第6の1に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(13) 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準により

財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(14) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。

## 9 留意事項

### (1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

### (2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年 3 月 17 日付け環産産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成 7 年 10 月 23 日付け食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

### (3) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

### (4) PFI 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は PFI 法の活用に努めるものとする。

### (5) 管理運営

#### ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

#### ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(6) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(7) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(8) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、科学技術基本計画に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

## 第5 事業の実施手続等

### 1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

(2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

(4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項第1号ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により地方農政局長等に

提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

## 第6 点検評価等

### 1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を別紙様式第4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

### 2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別紙様式第5号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成される検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、農産局長に対し、(2)の検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

(4) 農産局長は、(3)により報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

(5) 地方農政局長等は、(4)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(6) 地方農政局長等は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別紙様式第6号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合は、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

る。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

## 第7 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たり、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 5 事業実施主体は、関係する主たる地方公共団体と指導・助言等に関する連携関係の構築に努めるものとする。
- 6 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。  
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

別添

採択基準

事業実施主体はア又はイのうちから一つ、ウからカまでのうちから一つ、成果目標を選択する。

	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
ア	<p>・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の冷凍野菜原料の取引数量を10%以上増加。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・10ポイント            75%以上・・・・・・・・・・8ポイント            50%以上・・・・・・・・・・6ポイント            25%以上・・・・・・・・・・4ポイント            10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・当該品目について、冷凍野菜原料用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内のお荷量を増加させること、かつ、協議会外へのお荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。</p> <p>50%以上・・・・・・・・・・10ポイント            38%以上・・・・・・・・・・8ポイント            27%以上・・・・・・・・・・6ポイント            16%以上・・・・・・・・・・4ポイント            5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる            ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</p>
イ	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める冷凍野菜原料用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント            4.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント            4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント            3.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント            3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・総出荷量又は総出荷額に占める冷凍野菜原料用向けの割合</p> <p>60%以上・・・・・・・・・・5ポイント            55%以上・・・・・・・・・・4ポイント            50%以上・・・・・・・・・・3ポイント            45%以上・・・・・・・・・・2ポイント            40%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
ウ	<p>・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント            12%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して</p>

	<p>9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント  なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合  は、当該品目の10a 当たり収量を4%以上増  加。  20%以上・・・・・・・・・・10ポイント  16%以上・・・・・・・・・・8ポイント  12%以上・・・・・・・・・・6ポイント  8%以上・・・・・・・・・・4ポイント  4%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>3.0%以上高い。  62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント  32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
エ	<p>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位  収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単  位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経  費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。  21%以上・・・・・・・・・・10ポイント  17%以上・・・・・・・・・・8ポイント  13%以上・・・・・・・・・・6ポイント  9%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位  面積又は単位収量当たりの費用合計)  又は流通コスト(単位面積又は単位収  量当たりの集出荷・販売経費(卸売手  数料を除く。))が全国又は当該都道  府県の平均値に対して3.0%以上低  い。  60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント  31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
オ	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量  当たりの労働時間を5%以上縮減。  41%以上・・・・・・・・・・10ポイント  31%以上・・・・・・・・・・8ポイント  21%以上・・・・・・・・・・6ポイント  11%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり  又は単位収量当たり労働時間が、全国  又は当該都道府県の平均値に対して  3.0%以上短い。  24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント  13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
カ	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の  割合を5ポイント以上増加。  33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※事業実施地区における当該品目の現状の  出荷量が全国出荷量の1%以上であり、か</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占め  る契約取引の割合が5.0%以上。  48.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  37.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント  26.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  15.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント  5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント  又は、  ・現状の当該品目の契約取引数量が</p>

<p>つ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加</li> </ul> <p>70%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>55%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>40%以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>25%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>全国出荷量の0.26%以上</p> <p>(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。</p> <p>0.70%以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>0.59%以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>0.48%以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>0.37%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>0.26%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
--	---